5　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二　法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第十六条　（略）

2　搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一～三　（略）

四　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条　居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一　（略）

二　子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三～五　（略）

（連携施設に関する特例）

第四十五条　保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第六条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

2　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの（附則第三条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附　則

（食事の提供の経過措置）

第二条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳

（新設）

（食事の提供の特例）

第十六条　（略）

2　搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一～三　（略）

四　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第二条第二項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条　居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一　（略）

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三～五　（略）

（連携施設に関する特例）

第四十五条　保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

（新設）

附　則

（食事の提供の経過措置）

第二条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しな